

の整理では、検察庁、海難審判所とも

かつ迅速な事件処理を通じて、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資する。

国税不服審判所では、中立性及び裁決の公正さを人的構成面からも担保するために、外部からの任用を積極的に行っています。

国税不服審判所長は、財務大臣の承認を受けて、国税庁長官が任命することになっています。任命権者は国税庁長官ですが、国税不服審判所の独立性・第三者性に鑑み、財務大臣の承認という手続が必要とされています。国税不服審判所が発足して以来、歴代の所長は裁判官の出身者が務めています。私もそうです。

な改正が行われませんでした。この間国民の権利意識は変化し、平成5年には行政手続法が制定され、平成16年には行政事件訴訟法が改正されるなど、制度を取り巻く環境が大きく変化し、審理の公平性の確保など時代に則した制度の見直し喫緊の課題でした。

祇

そのため、ク 榦 ク 遵 ク め ク 切 ク 昆 ク し ク 喫 ク 菌 ク 昆 ク も ク 欠 ク 止 ク 養 ク し ク 喫 ク 緊 ク 禍 ク 掾

また、審理手続の計画的遂行についての規定が導入され、担当審判官は審査請求に係る事件について審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であり、高邊古單 京 認 審 に 秀 肇 審 び 鹿 珉 賜 危 養 玠 請 求

中断等した期間を除いて算出しています。令和2年度及び令和3年度においては新型コロナウイルス感染症の蔓延の影響等により、目標値の達成に至りませんが、国税不服審判所では引き続き、適正かつ迅速な事件処理に努めてまいりたいと考えています。

社会や環境の変化を踏まえた 国税不服審判所の取組

国税不服審判所では、国税不服審判所を取り巻く社会や環境の変化を踏まえて、国税審判官の外部登用、裁決事例及び裁決要旨のホームページへの掲載、新たな国税不服申立制度の周知・広報、ICTの活用などの取組を行っています。まず、について説明し、最後に説明します。

・裁決事例及び裁決要旨のホームページへの掲載

国税不服審判所の裁決は原則として非公開ですが、審査請求人などの秘密保持

